



# 島根県報

平成27年2月13日（金）

第2,673号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

- |  |               |   |
|--|---------------|---|
| 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定<br>配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定 | （高 齢 者 福 祉 課） | 2 |
| 漁業災害補償法の規定による同意  | （水 産 課）       | 2 |

### 【公 告】

- |               |             |   |
|---------------|-------------|---|
| 開発行為に関する工事の完了 | （都 市 計 画 課） | 7 |
|---------------|-------------|---|

### 【特定調達公告】

- |  |             |    |
|--|-------------|----|
| 島根県立中央病院におけるダクルインザ錠60ミリグラム外14品目の医薬品の購入<br>に係る一般競争入札の実施 | （病 院 局）     | 7  |
| 島根県立情報科学高等学校マルチメディアシステムの購入に係る一般競争入札の<br>落札者等           | （教 育 施 設 課） | 10 |

### 【選管告示】

- |                              |    |
|------------------------------|----|
| 政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体   | 11 |
| 政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 | 11 |
| 政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体   | 13 |
| 政治資金規正法の規定による届出のあった資金管理団体    | 13 |
| 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消       | 13 |

**告 示****島根県告示第97号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成27年 2月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
三木整形外科ペインクリニック	出雲市斐川町併川字神立706	平成26年12月11日
みどり眼科	松江市学園二丁目26番33号	平成27年 2月 5日

**島根県告示第98号**

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年 2月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1(1) 加入区の名称

美保関町

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

## 2(1) 加入区の名称

島根町

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね島根町支所の地区の区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

## 3(1) 加入区の名称

恵曇

## (2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域

## (3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

## 4(1) 加入区の名称

恵曇

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

5(1) 加入区の名称

恵曇

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

6(1) 加入区の名称

恵曇

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね恵曇支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

7(1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

8(1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

9(1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄9に掲げる漁業の区分

10(1) 加入区の名称

平田

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄10に掲げる漁業の区分

11(1) 加入区の名称

大社

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

12(1) 加入区の名称

大社

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

13(1) 加入区の名称

大社

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

14(1) 加入区の名称

大社

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

15(1) 加入区の名称

久手

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表7の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

16(1) 加入区の名称

和江

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所及び五十猛出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表8の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

17(1) 加入区の名称

五十猛

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、五十猛出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表9の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

18(1) 加入区の名称

仁摩町

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち、温泉津出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

19(1) 加入区の名称

浜田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

20(1) 加入区の名称

益田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

21(1) 加入区の名称

益田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄3に掲げる漁業の区分

22(1) 加入区の名称

益田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

23(1) 加入区の名称

益田市

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね益田支所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表15の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

24(1) 加入区の名称

中村

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、中村出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表16の項漁業の区分欄に掲げる漁業の区分

25(1) 加入区の名称

西郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

26(1) 加入区の名称

西郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

27(1) 加入区の名称

西郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

28(1) 加入区の名称

西郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち、都万出張所、五箇出張所及び中村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

29(1) 加入区の名称

浦郷

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

30(1) 加入区の名称

知夫村

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち、知夫村出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表22の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

## 公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年 2月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市飯島町字中島792番の一部、794番の一部、802番の一部、807番の一部

面積 6,640.68平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市安来町878番地2

安来市長 近藤 宏樹

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成27年 2月13日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 調達内容

## (1) 医薬品名、規格・包装及び予定数量

- ア ダクルインザ錠60mg、P T P 14錠、772箱
- イ スンベプラカプセル100mg、P T P 28カプセル、772箱
- ウ アドベイト注射用2000、2000単位 1 瓶、494瓶
- エ アバスチン点滴静注用400mg/16ml、400mg16ml 1 瓶、341瓶
- オ ノルディトロピンフレックスプロ注10mg、10mg 1 キット、650キット
- カ シナジス筋注液100mg、100mg 1 瓶、390瓶
- キ レブラミドカプセル 5 mg、P T P 40カプセル、149箱
- ク リュープリン S R 注射用キット11.25、11.25mg 1 筒、749筒
- ケ ベルケイド注射用 3 mg、3 mg 1 瓶、277瓶
- コ レミケード点滴静注用100、100mg 1 瓶、420瓶
- サ リツキサソ注10mg/ml、500mg50ml 1 瓶、173瓶
- シ ジェノトロピンゴークイック注用5.3mg、5.3mg 1 キット、973キット
- ス グリベック錠100mg、P T P 120錠、114箱
- セ アバスチン点滴静注用100mg/4 ml、100mg 4 ml 1 瓶、718瓶
- ソ ハーセプチン注射用150、150mg 1 瓶、578瓶

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 納入期間

平成27年 4月 1 日から平成28年 3月31日まで

## (4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1 島根県立中央病院

## (5) 入札方法

- ア 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で(1)の医薬品それぞれの単価を記載すること。
- イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

## 2 入札参加に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「7 薬品類」、中分類「(1) 医療薬品」に登録された者であること。
- (4) (3)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医薬品販売業の許可を受けた者であること。
- (7) 医薬品のうち麻薬及び向精神薬については、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の規定に基づき、麻薬卸売業者の免許を受けた者であること。

- (8) 本公告に示した医薬品を十分に納入することができることを証明した者であること。
- (9) 島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とすること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1  
島根県立中央病院事務局経営部業務課  
電話0853-30-6431
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法  
平成27年2月13日から同年3月4日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。
- (3) 入札説明会  
実施しない。
- (4) 入札書の受領期限  
平成27年3月25日 午前10時（郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。）
- (5) 開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成27年3月25日 午前10時30分  
イ 場所  
島根県立中央病院 2階 会議室2

### 4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。  
なお、免除にあたっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。  
なお、免除にあたっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (5) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき又は島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要する。
- (7) 落札者の決定方法  
島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った

入札者を落札者とする。

(8) 契約の解除

平成27年度の歳出予算において、本医薬品の調達に係る予算が減額又は削除された場合は、本契約を解除する場合があります。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased :

- a Daklinza Tablets 60 mg , PTP 14 tablets , 772 package
- b Sunvepra Capsules 100 mg , PTP 28 capsules , 772 package
- c ADVATE , 2,000 units 1 vial , 494 vials
- d AVASTIN 400 mg / 16 ml , 400 mg 16 ml 1 vial , 341 vials
- e Norditropin FlexPro 10 mg , 10 mg 1 cartridge , 650 cartridges
- f Synagis 100 mg , 100 mg 1 vial , 390 vials
- g Revlimid Capsules 5 mg , PTP 40 capsules , 149 package
- h LEUPLIN SR FOR INJECTION KIT 11.25 , 11.25 mg 1 cartridge , 749 cartridges
- i VELCADE Injection 3 mg , 3 mg 1 viai , 277 vials
- j REMICADE for I.V. Infusion 100 , 100 mg 1 vial , 420 vials
- k RITUXAN Injection 10 mg / ml , 500 mg 50 ml 1 vial , 173 vials
- l Genotropin GoQuick Injection 5.3 mg , 5.3 mg 1 cartridge , 973 cartridge
- m Glivec Tablets 100 mg , PTP 120 tablets , 114 package
- n AVASTIN 100 mg / 4 ml , 100 mg 4 ml 1 vial , 718 vials
- o HERCEPTIN 150, 150 mg 1 vial , 578 vials

(2) Time Limit of Tender : 10 : 00A.M. 25 March 2015

(3) Please tender all information to : Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan.

Tel 0853-30-6431

次のとおり落札者等を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手段に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成27年 2月13日

島根県教育委員会教育長 藤 原 孝 行

1 物品の名称及び数量

島根県立情報科学高等学校マルチメディアシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成27年 1月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社えすみ松江営業所 所長 平岡 秀則 島根県松江市西嫁島3丁目2番13号

## 5 落札金額

32,907,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 特例公告を行った日

平成26年12月12日

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

## 1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党島根県松江市第六支部	加藤 勇	古藤 武好	松江市東出雲町下意東2383-8

## 2 その他の政治団体

## (1) 国会議員関係政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
安心みらい	和田 章一郎	内田 敬	松江市大正町446-23

## (2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
しまね分権自治フォーラム	渡辺 恵夫	津森 良治	松江市中原町14 しまね自治労会館
村上さだあき後援会	能美 育朗	手島 秀知	鹿足郡吉賀町六日市961
吉野かずひこ後援会	吉野 和彦	桑谷 正則	松江市西川津町718-22

### 島根県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

## 1 政党

## (1) 国会議員関係政治団体の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧

民主党島根県第1区総支部	国会議員関係 政治団体の区 分	政治資金規正法第19条の7第1 項第1号に係る国会議員関係政 治団体かつ法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治 団体	国会議員関係政治団体以外の政 治団体
	公職の候補者	和田 章一郎	—
	公職の種類	衆議院議員	—
民主党島根県第2区総支部	国会議員関係 政治団体の区 分	政治資金規正法第19条の7第1 項第1号に係る国会議員関係政 治団体かつ法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治 団体	国会議員関係政治団体以外の政治 団体
	公職の候補者	和田 章一郎	—
	公職の種類	衆議院議員	—

## (2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党木次支部	代表者	吾郷 廣幸	福間 賢造
	会計責任者	陶山 興一	佐藤 隆司
	主たる事務所の所在地	雲南市木次町新市290	雲南市木次町木次14
自由民主党島根県地域再生支部	代表者	田中 修	島田 二郎

## 2 その他の政治団体

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
有光孝次後援会	会計責任者	有光 孝次	長見 光明
幸福実現党 島根県本部	会計責任者	竹内 知弘	久徳 陽一
幸福実現党 松江後援会	会計責任者	竹内 知弘	久徳 陽一
全国旅館政治連盟 島根支部	主たる事務所の所在地	松江市千鳥町15	松江市千鳥町59
高橋まさひこ後援会	代表者	高橋 雅彦	大久保 豊美
	会計責任者	新田 暁修	須田 晃
中島謙二後援会	主たる事務所の所在地	益田市高津7-22-2	益田市高津8-6-25
中村芳信後援会	代表者	橋本 正嗣	中谷 文一
日本薬業政治連盟 島根県支部	代表者	松嶋 享助	吉岡 克巳
	主たる事務所の所在地	松江市矢田町218-2	松江市東津田町392-7
仁多郡絲原徳康後援会	代表者	勝田 康則	井上 勝博
日本遺族政治連盟 島根県本	会計責任者	雲石 達生	高橋 樹男

部			
平谷あきら後援会	主たる事務所の所在地	益田市東町1-33	益田市東町43-138

### 島根県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年2月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	解散年月日
池田節子後援会	平成27年1月17日
久和会	平成25年12月31日
島根県佐藤正久を支える会	平成26年12月19日
吉原幸則後援会	平成25年11月30日

### 島根県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
和田 章一郎	衆議院議員	安心みらい	松江市大正町446-23	和田 章一郎
吉野 和彦	島根県議会議員	吉野かずひこ後援会	松江市西川津町718-22	吉野 和彦

### 島根県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成27年2月13日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
特別養護老人ホーム福寿草	浜田市治和町40-5	平成27年2月4日